

議案第78号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月9日

平成17年9月9日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

<p>（町長）</p> <p>三朝町長 吉田 秀光</p> <p>（副町長）</p> <p>藤井 享</p> <p>（議員）</p> <p>（1）～（7）</p> <p>人1 藤井 享 (1)</p> <p>人2 藤井 享 (2)</p> <p>人3 藤井 享 (3)</p> <p>人4 藤井 享 (4)</p> <p>人5 藤井 享 (5)</p> <p>人6 藤井 享 (6)</p> <p>人7 藤井 享 (7)</p>	<p>（町長）</p> <p>三朝町長 吉田 秀光</p> <p>（副町長）</p> <p>藤井 享</p> <p>（議員）</p> <p>（1）～（7）</p> <p>人1 藤井 享 (1)</p> <p>人2 藤井 享 (2)</p> <p>人3 藤井 享 (3)</p> <p>人4 藤井 享 (4)</p> <p>人5 藤井 享 (5)</p> <p>人6 藤井 享 (6)</p> <p>人7 藤井 享 (7)</p>
--	--

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年鳥取県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(広域連合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 広域連合は、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、<u>北栄町</u>及び琴浦町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。</p>	<p>(広域連合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 広域連合は、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、<u>北条町</u>、<u>大栄町</u>及び琴浦町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。</p>
<p>(広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>北栄町</u> 2人</p> <p>(5) 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>北条町</u> 1人</p> <p>(5) <u>大栄町</u> 1人</p> <p>(6) 略</p> <p>3及び4 略</p>
<p>(広域連合の執行機関の組織)</p> <p>第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長 <u>4人</u>、助役及び収入役を置く。</p>	<p>(広域連合の執行機関の組織)</p> <p>第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長 <u>5人</u>、助役及び収入役を置く。</p>

附 則

(施行期日)

- この規約は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成17年度及び平成18年度の負担金の額の算出については、改正前の鳥取中部ふるさと広域連合規約別表の規定により算出した北条町及び大栄町の負担金を合算した額を北栄町の負担金の額とする。